

人権尊重の第一歩は、相手を理解することから

[問合せ]人権同和・男女共同参画課人権同和担当 ☎5608-6322

障害者の人権 12月3日(土)～9日(金)は障害者週間

障害のある人もない人も、地域社会の一員として互いに尊重し、支え合いながら、共に生活する社会こそが本来の望ましい姿であるとする考え方を「ノーマライゼーション」といいます。

障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会を実現するためには、建物の出入り口にある段

差などの物理的バリア(障壁)や障害のある人に対する社会の理解不足といった心のバリアを取り除き、障害や障害のある人に対する正しい理解と知識を普及し、ノーマライゼーションの考え方を浸透させる必要があります。



公園の花壇を手入れしている、障害者生活介護施設すみだステップハウスおおぞら「ひだまり」のみなさん

障害者差別解消法が4月に施行されました



平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。これにより、障害を理由とした不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、障害のある人への合理的な配慮が求められるようになりました。

詳しい制度内容や区の施策については問い合わせるか、問合せ先で配

布しているパンフレットをご覧ください。

[問合せ]障害者福祉課庶務係(区役所3階) ☎5608-6217・FAX5608-6423

イラストを使って
わかりやすく解説



高齢者の人権

高齢者に対して、親族等が暴力を振るう・無視する・財産を奪うなどの事例が生じています。このような問題は、介護の負担や認知症への理解不足によるストレスが大きき要因となっていることが多いため、適切な介護サービスや相談窓口を利用して

介護の負担を軽減することが大切です。

高齢者が社会の一員として、いきいきと暮らすためには、私たち一人ひとりが高齢者の人権について考えていく必要があります。

同和問題(部落差別)

封建時代の身分制度や歴史的・社会的に形成された差別により、生活の様々な場面で厳しい制限等を受けた人々が住まわされていた場所を、「同和地区(被差別部落)」といいます。同和問題とは、この同和地区出身の人たちに対する、いわれのない差

別のことです。現在でも、結婚や就職での差別や、インターネットを利用した差別的な書き込みが後を絶ちません。

このような差別をなくすためにも、私たち一人ひとりが同和問題について正しく理解し、差別を許さないことが大切です。

性的マイノリティーの人の人権

性同一性障害や性的指向等は、自分の意志で変えたり、選んだりできるものではないと言われています。少数者であるために興味本位で見られる、いじめを受けるなど、様々な面で人権に関わる問題が発生しています。

が必要となります。



性に対する理解や多様性を認めて、偏見にとらわれない対応

インターネット上の人権問題

あらゆる分野で急激に情報化が進んでいる現代においては、情報が瞬時かつ広範に伝わること、情報源に匿名性があることといったメディアの特性から、インターネット上でのプライバシー侵害や名誉棄損などの人権侵害が発生しています。

には、私たち一人ひとりがルールとモラルを守り、人権意識を持って利用することが大切です。



インターネットを利用する際

外国人の人権

言語や宗教・文化・習慣等の違いからくる誤解や偏見などにより、外国人に対する人権問題が発生しています。

私たち一人ひとりが外国人のもつ文化や多様性を積極的に受け入れ、互いに理解し合い、共に助け合っていくことが大切です。

犯罪被害者やその家族の人権

犯罪被害者やその家族は、長期にわたり、二次的被害に苦しむことが多々あります。具体的には、被害に遭ったことによる身体の不調やマスメディアの無理解な対応などです。

周囲の人々の適切な対応が被害者の回復の一助となることから、犯罪被害者等の人権擁護に向けて、支援・啓発活動を推進していく必要があります。

ホームレスの人の人権

自立の意思がありながら、失業や家庭問題などの事情により野宿生活を余儀なくされているホームレスの人たちがいます。

偏見や差別から、ホームレスの人たちへの嫌がらせといった人権侵害が発生しています。

ホームレスの人たちの置かれている状況や自立支援の必要性について理解を深め、偏見や差別をなくすことが大切です。

災害時における人権

災害が発生した時こそ、一人ひとりが被災した人の状況を理解し、人権に配慮しながら共に助け合っていく必要があります。

